○厚生労働省告示第五十六号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第五十四条第二項の規定に基づき、日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十六号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第一号に規定する第二号被保険者である日雇特例被保険者　一日につき、当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第一級	四五〇円	一七五円	二七五円
第二級	六七〇円	二五五円	四一五円
第三級	八七〇円	三三五円	五三五円
第四級	一、一一〇円	四二五円	六八五円
第五級	一、三三〇円	五一〇円	八二〇円
第六級	一、六五〇円	六三〇円	一、〇二〇円
第七級	二、〇三〇円	七七五円	一、二五五円
第八級	二、四一〇円	九二〇円	一、四九〇円
第九級	二、八〇〇円	一、〇七〇円	一、七三〇円
第一〇級	三、二六〇円	一、二四五円	二、〇一五円
第一一級	三、八〇〇円	一、四五〇円	二、三五〇円

二　前号に掲げる者以外の日雇特例被保険者　一日につき、当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第一号に規定する第二号被保険者である日雇特例被保険者　一日につき、当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第一級	四四〇円	一七〇円	二七〇円
第二級	六五〇円	二五〇円	四〇〇円
第三級	八六〇円	三三〇円	五三〇円
第四級	一、一〇〇円	四二〇円	六八〇円
第五級	一、三二〇円	五〇五円	八一五円
第六級	一、六二〇円	六二〇円	一、〇〇〇円
第七級	二、〇〇〇円	七六五円	一、二三五円
第八級	二、三八〇円	九一〇円	一、四七〇円
第九級	二、七六〇円	一、〇五五円	一、七〇五円
第一〇級	三、二二〇円	一、二三〇円	一、九九〇円
第一一級	三、七四〇円	一、四三〇円	二、三一〇円

二　前号に掲げる者以外の日雇特例被保険者　一日につき、当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
（略）	（略）	（略）	（略）